

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和4年4月12日（火）午前9時00分～午前10時7分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長            副市長            教育長            企画財政部長  
                 総務部長            市民生活部長            福祉保健部長            子ども家庭部長  
                 環境部長            都市建設部長            議会事務局長            教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長            これより庁議を開催します。審議事項1「人事評価制度に対するチャレンジ目標指標の導入について」の説明をお願いします。

部 長            本件は、環境の変化への適応及び新しい事態や困難な環境の中での課題解決に向けた職員の努力や行動を重視した人事評価を行うために、令和4年度の人事評価制度より、既に人事評価マニュアルに規定されている難易度と達成度に基づく評価の具体策として、チャレンジ目標の指標を新たに追加するものです。

人事評価の実施に当たっては、狛江市職員の人事評価に関する要綱に規定された目標管理シートの個人目標に対し、新たにIからIVの難易度を設定するものとします。難易度は職員個人による年度当初の目標管理シートの作成時において、現在の置かれた環境として、主に目標に対する人的・財政的資源の状況や他市等が殆ど行っておらず先進的取組であるか等、また課題解決に要する努力として、本人が目標達成のために行った努力を掛け合わせたものにより判定を行います。難易度ごとの基準の例示列举として、創意工夫及び事務改善と組織への貢献度の事例を提示しています。

目標管理シートの個人目標で掲げた各目標に対しては、評価時において、被評価者及び評価者ともに1から5の達成度の判定を行うものとします。

更に職員自己評価表及び職員人事評価表における仕事の成果の評価には、難易度及び達成度を掛け合わせたものにより判定されたS評価からD評価を記載するものとし、その他従前の人事評価制度の項目と合わせて最終的な評価を判定します。

職員の課題解決に向けた努力や行動を重視した人事評価を行うための制度改正となりますので、審議をお願いします。

市 長            年度内に新たに課題解決に向けたものが生じた場合は更新していくかた

ちでしょうか。

部 長 年度当初の目標設定以降に生じた案件等については、入れていただいて構いません。また、目標管理シートに掲げた以外の業績についても、評価対象とできるものとなっていますので、所属長と意思疎通を図っていただければと思います。

部 長 非常に困難な課題を大きく上回って達成した場合、S評価となっていますが、大きく上回るのはどのようなケースなのか、また非常に困難な課題であれば、達成できたことで十分S評価に該当するのではないのでしょうか。

部 長 課題の難易度と達成状況を掛け合わせた表になりますが、非常に困難な課題をほぼ達成できている状態でA評価としています。その達成状況において、当初の数値目標等、想定を上回って達成したものをS評価していますが、想定をどの程度上回るか等については明示していません。

部 長 達成度について、数値を上回る、コストの削減を図る、スケジュールを早めて早期に実現する等は定量的で分かりやすいですが、非常に困難な課題の場合は、定性的な実績であってもS評価に値する等、様々なパターンがあるかと思しますので、職員にわかるよう具体的事例を示してほしいと思います。

市 長 他市で行われている事業等を粕江市でも取り入れるというケースは、非常に困難な課題と言えるのかという問題も生じます。また、1つの施策において複数の効果が得られる場合があります。困難という視点ではなく、様々な面で多くの効果が得られるものも努力の結果かと思しますので、それらも踏まえて評価する必要があります。できるだけ設定するハードルにばらつきのないようにするだけでなく、各部の評価と全体の評価のバランスを考えながら実施していく必要がありますので、総務部で整理をしてください。

部 長 目標管理シートで4～5個の目標を設定しますが、設定した全ての目標で非常に困難な課題を設定し、大きく上回ることは極めて困難であり、複数の目標設定から評価をすること及びそれらの配分等を考えると、非常に困難な課題については、ある程度達成できている時点でS評価とする等の評価が適当だと思います。

部 長 評価には、成果を評価するものと、それまでのプロセスを評価するものがあると思います。非常に困難な目標を設定した場合、達成できないケースは他部で達成できている非常に困難な目標よりもハードルが高いことも考えられ、その場合はプロセスを評価することが必要だと思います。そのような場合については、年3回の面談の中で被評価者と評価者の双方が理解・納得して形成していくことが必要かと思えます。また、このように新しい評価方法を取り入れるのであれば、職員へ通知だけでなく、どういうものをレクチャーすることで、より理解が図られるのではないかと思います。

市長 今一度、評価基準を整理し、各部で同様の評価ができるよう、フィードバックもしながら構築していくようにしてください。

他に意見等なければ、導入について決定しますが、職員への説明等については進めるようにしてください。続いて、審議事項2「狛江市地域密着型サービス事業者の選定について」の説明をお願いします。

部長 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、地域密着型サービスの基盤を整備するため、認知症対応型共同生活介護、いわゆる高齢者グループホームと、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を1箇所ずつ、新たに整備することを位置付けました。候補事業者の選定について、狛江市介護保険推進市民協議会に諮問しましたところ、このうち、高齢者グループホームの候補事業者について、協議会から答申があったことから、選定事業者を決定するため、審議をお願いします。

選定事業者については、応募事業者1社によるプレゼンテーションを実施し、同日に協議会で審査、選考を行い、株式会社日本アメニティライフ協会が、附帯条件なしで候補事業者として選定されました。株式会社日本アメニティライフ協会について、本部所在地は神奈川県横浜市、法人設立は平成8年4月3日、運営施設は高齢者グループホームのほか、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者施設、居宅介護支援及び通所介護等の在宅系サービス等、幅広く運営しています。令和4年3月30日時点で、認知症グループホームの運営施設は99事業所あり、ドミナント方式を採用し、東京都と神奈川県を中心に展開しています。

続いて、事業計画の概要です。施設名は（仮称）花物語こまえとし、設立予定地は中和泉5丁目を予定しています。また、2ユニットで定員18名を予定しています。今後のスケジュールです。東京都認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金の協議資料の提出が7月下旬、補助金額の内示が10月下旬となっています。補助金額の内示後、令和4年度中に着工し、令和5年度に開設を目指します。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 同じく第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく、看護型介護事業所についての選定スケジュールはどうなっていますか。

部長 現在公募はしたものの、希望事業者がいない状況です。

市長 2ユニットで18名とありますが、市内の需要はどのくらいありますか。

部長 認知症対応型のグループホームは市内に2箇所しかないので、一定程度の需要はあると見込んでいます。

市長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江

市第1次重層的支援体制整備事業実施計画（案）について」の説明をお願いします。

部長 3月23日の庁議付議した本計画案について、意見等を踏まえ、修正を加えています。概要資料の2枚目を御覧ください。計画案3ページについて、重層的支援体制整備事業は、①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業です。1つ目の支援の重層化についてです。これは包括的相談支援、参加支援及び地域づくり支援の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的に実施することです。その際、3つの支援において継続的な伴走支援及び多機関協働による支援を実施する意味において支援の重層化としています。資料3枚目を御覧ください。2つ目のつなぎの重層化についてです。市役所には福祉総合相談窓口以外に市民に対応する様々な窓口があり、また窓口以外にも数多くの様々な相談が寄せられています。このような機会が、複雑化・複合化した生活課題を抱えた市民や世帯に対して支援を届ける重要な機会となります。これらの機会に何か気付いたことがあった場合には、つなぐシートを活用することにより、つなぎの重層化を図ります。資料の4枚目を御覧ください。3つ目の出会いの重層化についてです。市内には公共施設、福祉施設、体育施設、文化施設及び商業施設を始めとした民間施設等数多くの施設が存在しており、それらの施設での様々な出会いが重なり合うことにより、多様なつながり、関係性や支援の重なり合いを生み、その重なり合いが地域におけるセーフティネットとして機能するとともに、多様なプラットフォームを構築することで、活力のあるまちづくりを進め、包括的な支援体制を構築する意味において、出会いの重層化としています。

資料の5枚目を御覧ください。重層的支援体制整備事業実施に向けた課題を記載しています。市では平成30年度から地域共生社会を構築するための様々な取組を行い、出会いの重層化に向けた課題として、つなぐ仕組みに関する課題、新たな場の構築に向けた総合的な支援に関する課題及び福祉のまちづくり委員会・福祉カレッジに関する課題があり、支援の重層化及びつなぎの重層化に向けた課題として、支援会議及び重層的支援会議設置の背景となる課題、相談支援包括化推進員を支える体制の整備及び情報共有のシステム構築に関する課題があります。資料の6枚目を御覧ください。それらの課題を踏まえて、計画の目標として①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図るための仕組みづくり、体制整備を行うことを掲げています。また、第2次実施計画に向けた将来像として、第1次実施計画で構築した仕組み、体制を踏まえて、①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図ることにより、既存の支援機関や専門職の支援のしづらさを少しでも改善し、地域の

支援力の限界点を引き上げ、生きづらさを抱える市民の生活を効果的に支援しているという将来像を掲げています。資料の 8 枚目を御覧ください。本事業の推進体制として、政策・施策の方向性を協議する会議体として地域共生社会推進会議を設置し、新たに個別課題の情報を共有する会議体として支援会議を、地域課題の情報を共有する会議体として福祉のまちづくり協議会を、個別課題を抱えるケースを検討する会議体として重層的支援会議を、地域課題を検討する会議体として福祉のまちづくり委員会を設置します。

資料の 9 枚目を御覧ください。相談支援包括化推進員を支える人員として相談支援推進員、相談支援サポーター及びつなぐシート連絡員を配置します。これらの人員体制については、狛江市地域共生社会推進事業実施要綱の一部改正を行い、要綱上の制度として、職員の異動があった場合でも仕組みとして機能する体制を整備します。資料の 10 枚目は、情報共有ツールであるつなぐシートのひな型となります。資料の 11、12 枚目は、国が提示している事業ごとのシートとなります。資料の 13 枚目を御覧ください。紙ベースや Excel ベースで管理をした場合、入力に手間が掛かり、情報の蓄積がされにくく、情報共有に時間が掛かり、情報の評価及び分析もできないという課題を踏まえて、情報共有システムの構築という対応を考えています。具体的には先日運用を開始した LoGo フォームや LINE WORKS 等のツールの活用を予定しています。資料の 14、15 枚目は、実施計画の工程表となります。

次に狛江市第 1 次重層的支援体制整備事業実施計画（案）に対する意見及びその対応一覧を御覧ください。No. 1、2 の重層とは何かわかりにくいという指摘から、「第 5 重層的支援体制整備事業実施のイメージ」を削るとともに、「第 3 重層的支援体制整備事業とは」に「1 重層的支援とは」という項を加え、整理したほか、3 ページの図 4-2、図 4-3 のとおり修正しました。No. 4 の事業の実施内容について具体性に欠けるという指摘から、「第 4 重層的支援体制整備事業を実施する意義」に関する記載事項として、1. 実施の背景、2. 実施の方向性、3. 市の現状と課題の記載を加え、3 の課題を踏まえて、4. 第 1 次実施計画の目標及び将来像に関する規定を加えました。No. 7 相談員の属人能力に依存するのではなく、システムチックに制度を構築するようという指摘から、計画書の事業ごとに事業の実施内容の記載を加え、その記載の中で課題を顕在化させる推進体制、情報共有のための人員体制、システムによる情報共有の仕組みづくりを記載しました。No. 8 の実施計画であるから大まかな年次計画を示すべきという指摘から、計画案の 4、50 ページに年次計画を記載しました。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項 1 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金令和 3 年

度給付実績について」を報告してください。

部長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者のいずれかに該当する者である住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯が給付対象世帯となります。

住民税非課税世帯の給付については、確認書方式と申請書方式の2つの方式による給付を行っています。確認書方式とは、プッシュ型給付と呼ばれ、市が対象世帯の世帯主宛てに確認書を発送し、対象世帯の世帯主は確認書を返送し、市が指定銀行口座に振り込む方式の給付です。世帯の中に令和3年1月2日以降に転入者がいる世帯等については、非課税分申請書による申請をいただいています。令和4年3月31日時点の給付実績について、確認書方式は確認書送付件数8,169件のうち、返送件数が6,857件、支給決定件数が6,743件、支給済件数が4,752件となり、申請書方式は受付件数が102件、支給決定件数が87件、支給済件数が0件となっています。

令和4年3月31日時点の家計急変世帯の給付実績については、受付件数が79件、支給決定件数が51件、支給済件数が0件となっています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 プッシュ型給付について、約1,000件まだ申請が来ていない状況ですが、今後の予定を教えてください。

部長 送付している方は明らかに住民税非課税世帯等に該当する方ですので、書面の送付等の勧奨を予定しています。

市長 書類不備のある方に対する支援について、教えてください。

部長 軽微な修正等であれば、窓口等で対応しているほか、一度持ち帰りが必要な不備については、丁寧な説明を行っています。

市長 書類不備により申請ができなかった等により、申請をあきらめてしまうとプッシュ型の意味がありませんので、プッシュ型の利点も考えながら、早めに行うようにしてください。続いて、報告事項2「狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和2年度事業）について」を報告してください。

部長 本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会が令和2年度に実施した事業に対する自己点検及び評価の結果をまとめたもので、内容等については3月31日開催の令和4年狛江市教育委員会第1回臨時会にて、承認されています。また、自己点検及

び評価の結果に加え、結果の公表に当たっては、狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則第5条の規定により、審査委員会の答申を58ページ以降に併せて掲載しています。

1 ページを御覧ください。今回の自己点検については、令和2年度に策定した第3期狛江市教育振興基本計画に基づく最初の自己点検となります。2 「教育委員会が行う自己評価」を御覧ください。A～Dの4段階評価としていますが、計画期間終了時点における到達目標を令和6年度までに目指し、A評価とする評価基準としています。これは令和2年度の審査委員会の答申において、評価方法が進捗の有無を評価する方法となっており、高いレベルで取組を継続しても評価が下がる等、実態がわかりにくいとの意見から、対応したものととなります。

評価の結果について、A評価が1事業、B評価が32事業、C評価が19事業となっていますが、このうち18事業が新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止、縮小又は次年度に延期せざるを得なかったものとなっており、評価を「C※」としています。また、「C※」とした理由をわかりやすくするため、該当する取組については、「R2年度の取組結果(実績・成果)」欄に下線を引いています。なお、D評価はありません。

各項目の自己評価や答申については、第3期狛江市教育振興基本計画の適切な推進、また、今後の事業展開に役立てていきます。なお、本報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、書面を付して議長及び各議員に送付します。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 コード1-2-1、「新学習指導要領の趣旨を踏まえた、確かな学力の定着と個々の能力の伸長を図ります」という事業に関して、評価が「C※」となっていますが、狛江市教育委員会では、学びを止めないというモットーを掲げている中で、「C※」としている所感を教えてください。

部 長 一律に整理した結果であり、推進できた部分もありますが、研究発表ができなかった部分について、自己評価としては真摯に受け止めた評価としています。

教育長 新学習指導要領では、体験的な活動を積極的に行うこととしており、今回体験的な活動ができなかったことも評価の観点としています。

市 長 その他ありますか。

部 長 第42回多摩川統一清掃の結果報告についてです。4月9日に3年ぶりの開催となりましたが、快晴の空のもと事故や怪我もなく無事に終了しました。当日は135団体、1,625人に参加いただき、可燃ごみや不燃ごみ等合わせて500kgのごみを回収しました。主催者挨拶にて市長からは、狛江市が令和3

年4月にゼロカーボンシティ宣言を行っており、統一清掃で拾ったプラスチックごみを減らすことも二酸化炭素の排出削減につながることや、参加された方々に日頃からの家庭のごみ削減や環境問題を身近なものとして捉え、環境に優しい行動を取っていくことが必要であること、狛江市としても、率先行動を示し、二酸化炭素排出実質ゼロを目指していくことの話がありました。また、当日の参加記念品は紙を原材料とした環境に配慮したクリアファイルを配布し、市役所の率先行動として、市のイベントで配布するグッズの脱プラスチックについても、今後進めていければと考えています。

市長 3年ぶりの開催ということですが、3年前に比べた際の課題について教えてください。

部長 3年前の実施を経験している職員がおらず、準備や当日の運営等で少し課題があったと感じています。

市長 中止期間が長かった分、よりブラッシュアップした事業として実施する必要があるほか、異動等もあり、前回の様子がわからず、試行錯誤しながら進めていくことで、時間的なロスが生じることもあります。各部の他の事業においても、同様の事象が起こりうることから、中止明けの事業等については、マニュアルの作成や改訂を加えながら、より行財政改革の視点をもって事業に取り組んでください。

他にありますか。

部長 あいとびあセンターの火災についてです。4月11日午後11時30分頃、あいとびあセンター入口の看板で小火が発生しました。午後11時33分に近隣から通報により判明しました。状況としては、看板上部が火柱のように燃焼しており、午前0時過ぎには鎮火しています。原因としては、蛍光灯の劣化による安定器の発熱によるものとされています。同じ看板が西河原公民館にも設置されていることから、消防署等に確認をお願いしています。

市長 該当の看板が定期点検の対象となっているか等は確認をしてください。

新型コロナウイルス感染症について、BA.2と呼ばれる変異株に続き、新たな変異株が確認されたとの報道があります。ワクチン等医療的な対応が充実してきたこともあり、新型コロナウイルス感染症に対する注意力等が薄れてきている部分もあると思いますが、各職場において今一度感染症対策を見直しながら対応してください。特に小児の罹患が増えており、全国的にも休園する保育園もありますので、改めて対応をお願いします。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4月19日午前9時00分から開催します